

新宿区高齢者保健福祉推進協議会計画見直し部会設置要綱（案）

（設置）

第1条 新宿区高齢者保健福祉推進協議会設置要綱第7条の規定に基づき、高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画（以下「第4期計画」という。）の見直しの調査検討を行うため、計画見直し部会（以下「部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 部会は次に掲げる事項を所掌する。

- 一 第4期計画の見直しに関して意見を述べること。
- 二 第4期計画の見直しに関しての検討及びその結果を新宿区高齢者保健福祉推進協議会へ報告すること。

（組織）

第3条 部会の構成員は、高齢者保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）の委員の中から協議会の会長が指名する。

（部会長及び副部会長）

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は協議会会長の指名による。
- 3 部会長は部会の会務を主宰する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

（部会の招集等）

第5条 部会は部会長が招集する。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、関係者に部会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

（部会の公開）

第6条 部会は原則として公開で行う。ただし、部会の協議により公開することが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

（庶務）

第7条 部会の庶務は福祉部地域福祉課が担当する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に部会

長が定める。

(付則)

この要綱は、平成 14 年 2 月 5 日から施行する。

(付則)

この要綱は、平成 16 年 7 月 21 日から施行する。

(付則)

この要綱は、平成 19 年 7 月 2 日から施行する。

(付則)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(付則)

この要綱は、平成 22 年 月 日から施行する。